第八十八条中第十三号を第十四号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　低潮線保全区域における低潮線の保全に関すること（河川管理課の所掌に属するものを除く。）。

第八十九条第一項第九号中「関すること」の下に「（水政課及び河川管理課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第九十三条第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同項第五号中「同条第十二号」を「同条第十三号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六　低潮線保全区域における低潮線の保全に関する事務のうち技術に関すること。

第百四十五条第一項中「五十九人」を「五十八人」に改める。

（北海道開発局組織規則の一部改正）

第四条　北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中第四十六号を第四十七号とし、第三十六号から第四十五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三十五号中「第四十六号」を「第四十七号」に改め、同号を同条第三十六号とし、第十五号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十四号中「第三十九号」を「第三十号」に改め、同号を同条第十五号とし、第十三号を第十四号とし、同条第十二号中「第十四号」を「第十五号」に、「第十七号」を「第十八号」に改め、同号を同条第十二号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　低潮線保全区域（港湾内の低潮線保全区域を除く。第四十六条及び第四十九条において同じ。）における低潮線の保全に関すること。

第四十六条中第十九号を第二十号とし、第七号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六号の次に次の一号を加える。

七　低潮線保全区域における低潮線の保全に関すること（河川管理課の所掌に属するものを除く。）。

第四十九条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同条第六号中「第十三号」を「第十四号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七　低潮線保全区域における低潮線の保全に関する事務のうち技術に関すること。

第五十七条の見出し中「河川情報管理官」を「河川情報管理官及び低潮線保全官」に改め、同条第一項中「河川情報管理官」の下に「及び低潮線保全官それぞれ」を加え、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　低潮線保全官は、第四十九条第七号に掲げる事務をつかさどる。

第六十四条に次の一号を加える。

六　港湾内の低潮線保全区域における低潮線の保全に関する事務のうち技術に関すること。

第六十五条第三号中「維持及び保安の確保に関すること」を「港湾建設課の所掌に属するもの」に改める。

第六十七条の二第二項中「確保に関するもの」の下に「並びに同条第六号に掲げる事務」を加える。

○防衛省令第十号

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）の一部の施行に伴い、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月三十日　　防衛大臣　北澤　俊美

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

第八十八条の十三第一項中「第九条第五項」を「第六条第二項又は第九条第五項」に改め、同条第二項中「第九条第一項」を「第二条第二項に規定する低潮線の保全上又は同法第九条第一項」に、「又は」を「若しくは」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年六月一日から施行する。

公　告

諸　事　項

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２１号

長崎県松浦市志佐町庄野免484番地１、従前の住所長崎県松浦市志佐町庄野免482番地１

破産者　緒方　　進

1　決定年月日　平成23年５月13日

2　主文　本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　主文　破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第１１２号

奈良県御所市139番地、開始決定時の住所奈良県御所市大字南十三53番地の６

破産者　髙橋　　誠

1　決定年月日　平成23年５月16日

2　主文　本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　主文　破産者について免責を許可する。

奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１１３号

奈良県御所市139番地、開始決定時の住所奈良県御所市大字南十三53番地の６

破産者　髙橋由紀子

1　決定年月日　平成23年５月16日

2　主文　本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　主文　破産者について免責を許可する。

奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１１０号

仙台市若林区沖野２丁目21番10―502号

破産者　田中　加奈（旧姓神山）

1　決定年月日　平成23年５月17日

2　主文　本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　主文　破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４１５号

名古屋市天白区池場３丁目318番地の１コーポ大島102号

破産者　平井　　悟

1　決定年月日　平成23年５月17日

2　主文　本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　主文　破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２２９号

名古屋市名東区西里町１―12―４、住民票上の住所名古屋市緑区滝ノ水２丁目2101番地の２　滝の水公園シティハウスグリーンステージ201号

破産者　廣瀬　　徹

1　決定年月日　平成23年５月17日

2　主文　本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　主文　破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７８５号

名古屋市東区泉２丁目29番２号　桃谷荘31号

破産者　鈴木　重勝

1　決定年月日　平成23年５月17日

2　主文　本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　主文　破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１７７号

愛知県愛西市諸桑町中江46番地４

破産者　加藤　巧智

1　決定年月日　平成23年５月17日

2　主文　本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　主文　破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第２部